



物価高騰対策給付金のご案内

受給には手続きが必要です

- 物価高騰対策給付金 **(1世帯あたり10万円)** は、住民税均等割のみ課税されている世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。
- 住民税非課税世帯に対する給付金（7万円）との**重複受給はできません**。

給付金の支給額

1世帯あたり **10万円**

給付金の支給時期

確認書(または申請書)を受理した日から2週間以内が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

次のいずれかに該当する世帯

- ①令和5年度「**住民税均等割のみ課税**」の世帯
- ②令和5年度「**住民税均等割のみ課税**」の者と「**住民税非課税**」の者で構成される世帯

確認書を郵送します **(要返送)**

- ・令和5年12月1日時点で瑞穂市に住民登録があり、支給の対象となる場合、世帯主宛に確認書が送付されます。
- ・転入者のかたで支給対象となる場合は、申請が必要です。福祉生活課へお問い合わせください。

※令和5年度市県民税が未申告のかたがいる世帯は、申請書が送付されます。

詳しくは裏面へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

支給の対象世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から瑞穂市にお住まいの場合

- 対象と思われる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。対象のかたは内容を確認、必要事項を記入し、**返信してください**。

提出期限 令和6年5月31日（金）

※口座を変更する場合などは添付書類を要することがあります。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと など



世帯の中に、令和5年1月2日以降、瑞穂市に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
転入したかた全員の「令和5年度住民税課税証明書」または、「住民税非課税証明書」を添付し、申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに福祉生活課へ直接または郵送でご提出ください。
- ※申請書はホームページからダウンロードできます。

提出期限 令和6年5月31日（金）

子ども加算について

- 令和5年度住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付の加算として、世帯員である18歳以下の児童1人当たり5万円を支給します。子ども加算については、子ども支援課へお問い合わせください。

健康福祉部 子ども支援課

TEL 058-322-3022

受付時間 8:30~17:15（土日祝、12/29~1/3を除く）



給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

瑞穂市役所 健康福祉部 福祉生活課 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地

TEL 058-327-4123

受付時間 8:30~17:15（土日祝、12/29~1/3を除く）